

令和3年

第6回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和3年8月27日(金)

伊勢原市農業委員会

第6回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和3年8月27日（金） 午前10時30分～

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員 12名出席）

5 欠席委員

なし

6 署名委員

市川 正美、杉本 和彦

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・松本 拓也
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審 議 内 容 (開会 午前10時30分)

- [事 務 局 長] 只今より第6回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。全委員出席で、定足数に達していることを御報告いたします。
- [議 長] それでは、只今から、第6回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、9番・市川 正美委員と1番・杉本 和彦委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告5件、議案3件の計8件となっております。まず、報告より入ります。
- [議 長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事 務 局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。
- 議案書の1ページから2ページをご覧ください。内訳は、高部屋地区で2件、成瀬地区で1件、合計3件の届出を受理しています。いずれも第3者への斡旋の希望はありませんでした。
- [議 長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が9件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
- 【 質問なし 】
- [議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事 務 局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするとき、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり高部屋地区内の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号の1については、詳細が不明であるものの、先代から駐車場として利用してきたとのことで、駐車場として利用することに農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障ありません。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

[委員] この土地は、登記地目が畑であるが、現況は雑種地となっているが、申請者側に地目変更登記の指導をしているのですか。

[事務局] 農地法第4条に基づく届出を受理する際、地目変更登記を行うよう依頼しております。

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり、比々多地区内の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第3号の1については、土地区画整理事業地内にあり、宅地造成がなされているものの、登記地目が畑とされていたもので、事業者側の都合により、本件届出を受理としたものです。本来は、換地処分の際に地目が変更されているべきものと考えられますが、なされなかった事由は不明です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移転を伴う農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。成瀬地区で1件、比々多地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は伊勢原1丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年7月20日、対象農地の明細は6ページです。東富岡字南三間に1筆、面積は1,143平方メートルです。7月27日に事務局で現地調査を行い、対象農地は里芋、サツマイモ、オクラ等の栽培を確認しています。7月29日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は串橋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年5月13日、対象農地の明細は7ページです。串橋字前田に2筆、同字下り道に3筆、同字佃に1筆、同字砂田に1筆、合計7筆、面積は5,363.17平方メートルです。7月13日に事務局で現地調査を行い、対象農地には水稻の作付けされていることを確認しています。7月20日付け専決処分で証明書を発行しました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第5号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 公共事業工事に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当しますので農地転用は不要です。報告第5号の1、図面番号は1番、併せて公図、参考図をご覧ください。神奈川県平塚土木事務所長からの届出で、日向字高橋の3筆の一部、全体面積3,481平方メートルのうち、955平方メートルを砂防指定地「高橋沢」における溪流保全工の整備に必要な資材仮置場及び工事用通路設置のために一時転用するものです。工事期間は、令和3年7月26日から令和4年3月31日です。なお、この案件は県の継続事業で、昨年も同様の報告をしています。

[議長] 事務局の説明が終わりました。この件について、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議事を進めます。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

農地に権利設定又は移転をして農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、3件の申請がありました。

議案第1号の1、図面番号は2番です。併せて、公図、参考図をご覧ください。申請地は上粕屋字神成松の6筆、農地の面積は、3,708平方メートルで、周辺の道路・畦畔・大学用地を含む範囲を盛土します。北側は、新東名高速道路の用地、南側は道路と大学用地、東側は山林と上粕屋排水路となっています。譲渡人は4名の方で、市内上粕屋の方が3名、厚木にお住まいの方が1名となっています。譲受人は新東名高速道路の工事を行っている会社です。申請地は、新東名高速道路の工事に伴う水路の付け替えによって、申請地が上粕屋排水路の天端より低くなり、農地の自然排水が不可能になりました。南側の大学敷地が高台になっていることから、良好な耕作環境を確保するため、最大で6メートルの高さまで盛土をするものですが、令和4年6月24日までの造成工事期間、使用貸借で一時的に重機を入れて工事を行いますので、農地法第5条の一時転用許可の申請が必要となります。

耕土層の1メートルは、申請地の表土を一時撤去して仮置場に保管し、最終的に表土として戻します。埋立て土量24,072立法メートルを100メートル先の新東名高速道路敷地内の置場から一般道路を使用せずに、直接申請地に10トン車で1日50回搬入します。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断されており、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地境界から30センチメートルの離れをとり、29度の法面勾配とし、法面上にU字溝、地中に暗渠配水管を設けて隣地に流出しないよう被害防除します。農地への復元後は、里芋・ジャガイモ・カボチャを栽培する予定です。他法令の手続きは特にありませんが、事前に道路管理者、水路管理者、大学、横浜財務事務所とは協議済みです。一時転用による周辺農地への影響もなく、被害防除措置も計画されており、資金計画も適切と判断されます。

なお、8月20日に神奈川県農地課担当職員の現地調査を受けておりますが、対象地が3,000平方メートル以上であるため、8月31日に県農業会議の常設審議会委員の現地調査を受け、9月15日に常設審議会に出向き諮問を行い、そこで問題がなければ県知事に副申します。

続きまして、議案第1号の2、図面番号は3番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は、日向字下ノ原の1筆、面積は150平方メートルで、北側は墓地、南側は認定外道路、西側は畑、東側は県道となっています。譲渡人

[事 務 局]

は日向の方で、譲受人は市内西富岡の建設会社です。

この会社は、県道64号伊勢原津久井線の工事を受注したことにより、工事車両の仮設駐車場用地を確保する必要があり、農地の一時転用許可申請がなされたものです。申請地の立地基準ですが、農地の広がりには10ヘクタール以上であることから「第1種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準については、周囲を1メートルの柵で囲み、敷地は鉄板敷きで使用します。7カ月間の一時転用終了時には農地に復元して譲受人に戻されます。計画としては、周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例には該当しません。8月13日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はないことから、手続終了後は県知事に副申します。

続きまして、議案第1号の3、図面番号は4番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は下谷字廣町の4筆、合計面積は、2,970平方メートルで、北側は水田、南側は県道、西側は農道、東側は水路となっています。譲渡人は、市内桜台、上平間、下谷の方で、譲受人は下谷に本社を置くタイヤ・ゴム加工品のリサイクル会社で、近年、タイヤ・ゴム加工品の取扱量が増え、収集運搬車両を増車するため、資材や車両の置場を確保するものです。申請地は、農業振興地域の白地で、農地が広がる地域ですが、県が転用可能と判断したため、資材置場兼駐車場として転用申請に至りました。

申請地の立地基準は、農地の広がりには10ヘクタール以上であることから「第1種農地」と判断され、原則的には転用できない地域ですが、「既存施設の拡張」にあたる場合には、2分の1を越えない範囲で転用が可能となります。事業開始当時は4反程度の敷地でしたが、現在、関連企業と合わせて、7,253.75平方メートルの既存施設があり、その2分の1は、3,626平方メートルとなりますので拡張面積の範囲内となります。

一般基準及び個別基準については、敷地はアスファルトで舗装し、周囲を2メートルのネットフェンスで囲みます、雨水は浸透トレンチ管を敷設してオーバーフロー分は東側の水路に流します、北側の水田との境は、将来の水路付替え用地として1.8メートル幅の造成協力地を設けます。計画としては、周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。

なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続中です、8月20日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項がないことから、手続終了後、県知事に副申します。

先日、農業委員から水田地帯であり、暗渠機能の保全について徹底するよう指示を頂いておりましたが、既に代理人と下谷の土木委員に連絡を取り、指示事項を伝えましたことを併せて報告させていただきます。

〔議長〕 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

〔地区担当委員〕 8月24日に地区委員全員で現地を確認しました。建設業者側からも詳しい説明を受け、特に問題がないことを確認しました。

〔議長〕 次に、議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

〔地区担当委員〕 8月24日に地区委員全員で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで、問題はないと思います。

〔議長〕 次に、議案第1号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

〔地区担当委員〕 8月22日に地区担当委員全員で現地を確認し、周囲に大きな影響もなく問題はないと思います。

〔議長〕 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

〔議長〕 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

〔議長〕 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

〔議長〕 議案第1号の2について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の3について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の3について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の3については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議 長] 議案第2号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第2号の1、図面番号は5番です。併せて公図、資料をご覧ください。申請地は上粕屋字一の郷南の1筆、面積は245平方メートルになります。申請地の半分に古い母屋が建設されています。これは明治時代に七沢から建物の骨組みを移築して建設したと伝えられています。その後、昭和55年には県道沿いに新居を建設していますが、今回、古い母屋を取り壊し、住宅建設を計画したところ、登記地目が畑であることがわかり、非農地証明を申請されたものです。

周囲は宅地に囲まれ、周辺農地に影響もなく、農地に復元することが著しく困難であり、線引き以前からの建物で他法令の違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。経過を証明する資料として、昭和44年の航空写真、昭和54年の建築確認書の配置図、昭和61年度の固定資産税名寄帳を添付しております。

[事務局] す。申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

続きまして、議案第2号の2、図面番号は6番です、併せて公図、資料をご覧ください。申請地は子易字滝川原の1筆、面積は76平方メートルになります。申請地は建物登記がされており、昭和53年建築の車庫兼物置が建築されていたことがわかります。この建物は、去年までありましたが、平塚土木事務所から線引き以前から宅地であるとの判定を受け、新築の許可が得られたため、現在は新築住宅を建築中です。融資の審査で土地登記簿を提出したところ地目が畑であったため、書類不備となり非農地証明の申請に至りました。周囲は宅地に囲まれ、周辺農地に影響もなく、農地に復元することが著しく困難であり、線引き以前からの建物で他法令の違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回、非農地証明の手続きとなりました。

経過を証明する資料として、建物登記簿、建物図面、昭和58年の航空写真、現在の新築建物の配置図を添付しています。申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 8月24日に地区委員全員で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで、何ら問題はないと思います。

[議長] 次に、議案第2号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 8月24日に地区担当委員全員で現地確認を確認しました。事務局の説明のとおり、申請地には居宅と車庫が建てられていました。周囲への影響もなく問題はございません。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号の2について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。お手元資料にあります2件の申出について、御審議をお願いします。

議案第3号の1、高部屋地区、日向字落合の1筆、2、178平方メートルについて説明申し上げます。受け手は、厚木市で認定新規就農者となっている者で、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

次に、議案第3号の2、大田地区、小稲葉字鎗田の3筆、990平方メートルについて、説明申し上げます。

受け手は、本市の認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第3号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号については、「原案のとおり認める」といたします。以上をもちまして、第6回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【 11時10分 終了 】